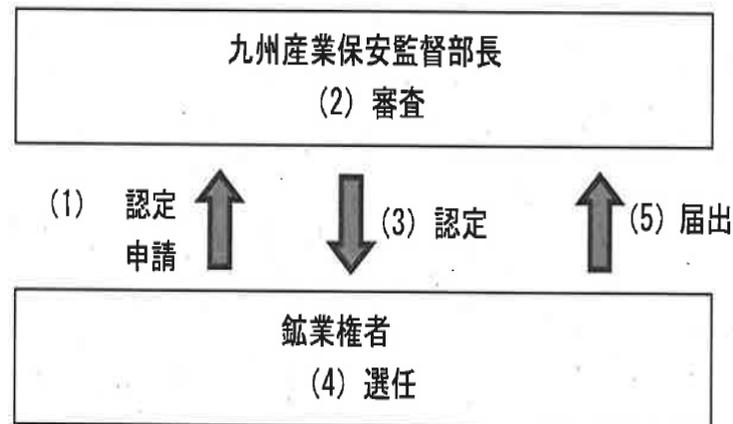


## ● 鉱山における特定の作業に係る特例資格認定電気作業監督者の外部委託承認の注意事項

- 特定の作業については、特例資格認定した者を作業監督者に選任出来るようになっていいます。
- また、鉱山において電気工作物の保安業務を外部委託しようとする時は、委託契約の相手方が「電気事業法施行規則第52条第2項の外部委託要件を満たす者」であって「部長が認めた者」であることが必要です。
- 鉱山内における当該作業監督者の選任については、当部長認定（承認）後にされるよう留意するとともに、選任後の届出についても遅滞なく手続きされるよう改めてお願いします。
- 本件については、当部HPでもご紹介しています。ご覧ください。

九州産業保安監督部 ホームページ「鉱山の保安」のページ

(<https://www.safety-kyushu.meti.go.jp/kouzan/shinsei/denkikantokusya.htm>)



問合わせ先  
九州産業保安監督部 鉱山保安課 監督係  
092-482-5928~5931 杉本、緒方